

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

|                                                |
|------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：都市整備課、建設課、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）</b> |
|------------------------------------------------|

#### 1 都市施設の整備促進

##### （1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

##### （2）街路の整備

市、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

##### （3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

#### 2 都市防災対策の推進

##### （1）都市計画における防災対策の位置付け

市及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

##### （2）住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

##### （3）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

##### （4）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

##### （5）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

##### （6）災害に強いまちづくり

市は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画、居住誘導区域におけるハー

ド・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(7) 住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(8) 宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

(9) 津波に強いまちづくり

市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

## 第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく東かがわ市耐震改修促進計画による耐震改修等の推進に努める。

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：都市整備課、危機管理課、財務課、教育委員会、県（財産経営課、営繕課、危機管理課、建築指導課、住宅課、教育委員会）、大川広域消防本部、警察本部</b> |
|------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 公共建築物等の災害予防

（１）市は、震災時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、東かがわ市耐震改修促進計画に設定する数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

#### ① 防災上重要建築物の指定

ア 防災拠点施設：市役所、支所、消防団屯所、消防署

イ 救護施設：保健センター

ウ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

#### ② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じて、情報提供を行うよう努める。

#### ③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

#### ④ 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることに努め、避難場所の安全性を確保する。

（２）市は、多数の者が利用する市有施設について、地震・津波発生時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

（３）市は、上記（１）及び（２）に掲げた施設以外の市有施設についても、計画的な耐震化に努める。

特に、市立学校等の教育施設については、児童生徒が１日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には児童生徒等の応急教育の確保や市民の応急的な避難場所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。

（４）市は、市有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進める。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。

（５）市は、市有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行う

- ため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。
- (6) 警察本部は、災害時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (7) 大川広域消防本部は、地震発生時において地区の災害救助活動の拠点となる消防署等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (8) 市及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

## 2 一般建築物等の災害予防

### (1) 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努める。

### (2) 耐震化の促進

市及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

### (3) 特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

### (4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

### (5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

### (6) 落下物等の危険防止

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

### (7) ブロック塀等の倒壊防止

県は、ブロック塀等の倒壊事故を防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

#### （８）地震保険の普及

市及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

### ３ 家具等の転倒防止対策

市及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、市民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

市民は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

### ４ 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

【参考資料 １－９ 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 １－１０ 東かがわ市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 １－１２ 東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱】

【参考資料 １－１４ 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】

【参考資料 １－１５ 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱】

### 第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

|                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：農林水産課、建設課、都市整備課、危機管理課、県（森林・林業政策課、技術企画課、河川砂防課、建築指導課） |
|----------------------------------------------------------------|

#### 1 土砂災害・山地災害の災害予防対策

（１）市は、土砂災害・山地災害における防災対策として、県が積極的に推進する次の事業に協力する。

##### ① 砂防関係事業

市内に 335 箇所ある土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を行う。

##### ② 急傾斜地崩壊対策事業

市内に 214 箇所ある急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

##### ③ 地すべり対策事業

市内に 4 箇所ある地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を行う。

##### ④ 治山事業

市内の民有林に 488 箇所（崩壊土砂流出危険地区 297 箇所、山腹崩壊危険地区 191 箇所）及び国有林に 28 箇所（崩壊土砂流出危険地区 13 箇所、山腹崩壊危険地区 15 箇所）ある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

（２）砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

（３）市及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を市民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する市民の被害の防止に努める。

（４）市は、土砂災害警戒区域付近の市民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

（５）県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や渓流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。

## 2 液状化災害の予防対策

- (1) 県は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下のおそれのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化等による災害を防止するため、液状化等のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。
- (2) 市及び県は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (4) 市及び県は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

【参考資料 3－ 8 土砂災害警戒区域一覧】

【参考資料 3－ 9 土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設】

【参考資料 3－1 7 山腹崩壊危険地区】

【参考資料 3－1 8 崩壊土砂流出危険地区】

## 第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

|                                        |
|----------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課） |
|----------------------------------------|

### 1 出火防止、初期消火

#### （１）一般家庭に対する指導等

- ① 市、大川広域消防本部及び県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市及び大川広域消防本部は、市民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市及び大川広域消防本部は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備され、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織等市民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

#### （２）事業所に対する指導等

- ① 市及び大川広域消防本部は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市及び大川広域消防本部は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市及び大川広域消防本部は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

### 2 消防力の強化

- （１）市及び大川広域消防本部は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。
- （２）市及び大川広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実にも努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の強化を積極的に進める。
- （３）市及び大川広域消防本部は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

### 3 消防水利の整備

- （１）市は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想される



ので、耐震性貯水槽の整備に努める。

(2) 市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 6－3 消防水利の現況】

## 第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、大川広域消防本部、県（危機管理課、薬務課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部 |
|--------------------------------------------------------------|

### 1 概要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係営業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

### 2 施設の安全性の確保

市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

### 3 資機材の整備等

市及び関係機関は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

### 4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

### 5 防災知識の普及

市及び県は、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じて、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料 4－1 危険物施設】

【参考資料 4－2 高圧ガス関係事業所】

【参考資料 4－3 火薬類関係営業者】

【参考資料 4－4 毒物劇物営業者】

【参考資料 4－5 毒物劇物製造所等の地震対策指針（香川県）】

## 第6節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、市民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、市民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

|                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：環境衛生課、農林水産課、建設課、県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港(株)、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、NHK高松放送局 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果等に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

### 2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、地震・津波発生時に大きな被害がでないように長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。  
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。  
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

### 3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港等において、耐震強化岸壁や緊急輸送路に指定されている臨港道路、電源浸水対策施設の整備に努める。

また、震災時に大きな被害が出でないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等についても整備に努める。

- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

#### 4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。

また、整備に当たっては「流域治水プロジェクト」との連携を図る。

- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び県は、そのための啓発等を行う。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

#### 5 ため池等農地防災施設

- (1) 市、県、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市及び県は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

#### 6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震・津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。

- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- ・ 地震・津波発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

## 7 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、震災時の応急復旧体制の整備に努める。

## 8 廃棄物処理施設

市は、地震・津波による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

## 9 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

## 第7節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、地震・津波被害想定等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

|                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：財務課、都市整備課、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力(株)香川支店、四国電力送配電(株)高松市支社、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)四国支店、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

### 2 ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実をはかるとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

### 3 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

### 4 水道施設

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害

を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

## 5 下水道施設

市は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排水機能を維持するため、施設の安全性強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

## 6 告知放送施設

市は、災害時における配信を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材の確保を図る。

【参考資料 2-20 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（県電気工事業工業組合）】

【参考資料 2-21 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書（四国電力株式会社 香川支店・四国電力送配電株式会社 高松支社）】

【参考資料 2-23 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書】

【参考資料 2-35 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書（香川県広域水道企業団・香川県・8市8町）】



## 第8節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、建設課、大川広域消防本部、県（危機管理課、                       |
| 道路課、河川砂防課）、NTT コミュニケーションズ(株)四国支店、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク(株)、楽天モバイル（株） |

### 1 消防施設等

- (1) 市及び大川広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市及び大川広域消防本部は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市及び大川広域消防本部は、デジタル化した消防救急無線の活用等により、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

### 2 通信施設等

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
  - ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
  - ・ 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
  - ・ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
  - ・ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
  - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、大川広域消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
  - ・ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
  - ・ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア

無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

- ・ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークとＩＰ告知放送端末、市公式アプリを接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ・ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

（２）市は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握し、市民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。

### 3 広域防災拠点等

県は、平常時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

### 4 その他施設等

（１）市及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

（２）道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料 1－5 東かがわ市地域防災無線管理規程】

【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 6－3 消防水利の現況】

【参考資料 6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

【参考資料 6－5 香川県防災資機材保有状況】

【参考資料 6－6 香川県防災資機材運用要綱】

【参考資料 7－1 東かがわ市防災行政無線通信施設】

【参考資料 7－2 東かがわ市サイレン吹鳴装置設置場所一覧】

【参考資料 7－4 香川県防災行政無線施設】

【参考資料 7－5 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）】

【参考資料 7－6 香川県防災情報システム】

【参考資料 14－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【参考資料 14－2 香川県防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

## 第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、県（情報システム課、危機管理課）、防災関係機関</b> |
|-----------------------------------------------------|

### 1 職員の体制

- (1) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保や育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修期間等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

### 2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実行性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。
- (2) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 市及び県は、市長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (4) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

- (5) 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (6) 県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (7) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の作成に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努める。
- (8) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (9) 市は、市町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (10) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (11) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。
- (12) 市は大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合、迅速かつ適切な措置のもと県に支援を要請する。

### 3 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実行性の確保に留意する。  
また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。
- (2) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に取り組む。

#### 4 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

#### 5 基幹情報システムの機能確保

(1) 市及び県は、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）について、転落防止、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。また、情報システム基盤が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておく。

(2) 市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して県は助言を行う。

#### 6 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備える。

#### 7 複合災害への対応

(1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努める。

(3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

【参考資料2－1 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－2 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町・事務組合）】

【参考資料2－7 広域消防相互応援協定書（鳴門市及び大川広域行政組合）】

【参考資料2－10 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（四国地方整備局）】

【参考資料2－11 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）】

【参考資料2－20 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書】

- 【参考資料 2－2 1 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】
- 【参考資料 2－3 0 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書】
- 【参考資料 2－3 3 災害時相互応援に関する協定書（東松島市）】
- 【参考資料 2－4 1 瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定】
- 【参考資料 1 5－6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

## 第10節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

実施担当及び関係機関：福祉課、長寿保健課、県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、  
〔独〕国立病院機構、日本赤十字社香川県支部

### 1 初期医療体制の整備

- （１）市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させる。
- （２）関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- （３）市は、災害時に上記（１）、（２）が十分効力を発するよう医療救護計画を別に定める。

### 2 後方医療体制等の整備

- （１）市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

#### 【市内の救護病院】

| 施設名             | 病床数 | 所在地           | 電話番号         |
|-----------------|-----|---------------|--------------|
| 医療法人社団雅友愛会 太田病院 | 60  | 東かがわ市三本松1758  | 0879-25-2673 |
| 香川県立白鳥病院        | 148 | 東かがわ市松原 963   | 0879-25-4154 |
| 医療法人社団聖心会 阪本病院  | 108 | 東かがわ市川東 103-1 | 0879-25-2673 |

#### 【大川地区の広域救護病院】

| 施設名      | 病床数 | 所在地              | 電話番号         |
|----------|-----|------------------|--------------|
| さぬき市民病院  | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 |
| 香川県立白鳥病院 | 148 | 東かがわ市松原963       | 0879-25-4154 |

- （２）県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

#### 【DMAT指定病院・災害拠点病院】

| 施設名     | 病床数 | 所在地              | 電話番号         |
|---------|-----|------------------|--------------|
| さぬき市民病院 | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 |

### 3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資  
地震・津波 2-23

機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。市民は、軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品等を準備する。

#### 4 ライフラインの確保

市及び県は、保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

#### 5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行う。

#### 6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備する。

#### 7 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備

県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努める。

#### 8 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

#### 9 災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努める。

【参考資料 2-1-2 災害時における医療救護活動に関する協定書（(一社)大川地区医師会）】

【参考資料 2-1-3 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）】

【参考資料 2-1-4 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）】

【参考資料 8-1 香川県医療救護計画】

【参考資料 8-2 災害時の連絡調整体制】

【参考資料 8-3 D M A T 指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧】

【参考資料 8-4 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）】

【参考資料 8-5 災害時の医薬品等の調達・供給に係る連絡体制】

【参考資料 8-6 災害時の血液の確保系統図】

【参考資料 8-7 東かがわ市療養取扱機関名】



## 第11節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

**実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部、四国地方整備局、高松空港事務所、西日本高速道路(株)、高松空港(株)**

### 1 緊急輸送路の指定等

県は関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定する。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努め、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

#### （１）道路

- ① 第１次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第２次輸送確保路線（市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第３次輸送確保路線（第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路）

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次のとおりである。

#### 【市内の輸送確保路線】

| 路 線 名            | 種 別       | 区 間                             |
|------------------|-----------|---------------------------------|
| 四国横断自動車道（高松自動車道） | 第1次輸送確保路線 | 東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出JCT～坂出IC） |
| 国道11号            | 第1次輸送確保路線 | 東かがわ市～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町   |
| 国道318号           | 第1次輸送確保路線 | 東かがわ市（全線）                       |
| 県道高松長尾大内線        | 第1次輸送確保路線 | 高松市春日町～東かがわ市町田                  |
| 県道白鳥引田線          | 第1次輸送確保路線 | 東かがわ市引田                         |
| 県道大内白鳥インター線      | 第1次輸送確保路線 | 東かがわ市三本松～川東                     |
| 県道三本松停車場線        | 第2次輸送確保路線 | 東かがわ市三本松                        |
| 市道中央公園伊座線        | 第2次輸送確保路線 | 東かがわ市帰来                         |
| 市道田高田帰来線         | 第2次輸送確保路線 | 東かがわ市帰来                         |
| 国道377号           | 第3次輸送確保路線 | 東かがわ市西山～三木町奥山                   |
| 県道白鳥引田線          | 第3次輸送確保路線 | 東かがわ市西山～引田                      |

※ 防災機能強化港（三本松港）から第１次輸送確保路線への連絡経路は、第１次輸送確保路線と同等扱いとする。

#### （２）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するための、耐震強化岸壁等の整備を行う。

② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次のとおりである。

【市内の防災機能強化港】

| 港湾名  | 種別   | 管理者 | 地区名   | 輸送確保路線への連絡経路                   |
|------|------|-----|-------|--------------------------------|
| 三本松港 | 地方港湾 | 香川県 | 三本松地区 | → 9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号 |

（３）空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

| 名称   | 種別          | 管理者     |
|------|-------------|---------|
| 高松空港 | 拠点空港（国管理空港） | 高松空港(株) |

２ 物資輸送体制の整備

（１）県は、一次（広域）物資拠点から二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。

（２）市は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

３ 道路交通管理体制の整備

（１）道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

（２）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（３）警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

４ 民間事業者との連携

（１）市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

（２）市及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

５ 道路啓開計画の策定

県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定する。

【参考資料 11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【参考資料 11-2 緊急通行車両の確認】

【参考資料 11-3 緊急輸送路図】

【参考資料 1 1－4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

【参考資料 1 4－2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」の飛行場外離着陸場】

## 第12節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者や延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った市民等の迅速かつ安全な避難、及び津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることから、地震・津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、市民に対して周知徹底を図る。

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、福祉課、長寿保健課、建設課、保育教育課、教育総務課、生涯学習課、県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会） |
|------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）の指定、整備

- （１）市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における市民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

市は、指定緊急避難場所を指定するに当たり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の放射熱に対して安全な空間とするよう努めるとともに、津波浸水深以上の高さを有することを基本とする。やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

なお、市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定する。

市及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

- （２）市は、津波避難対象地区において、周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の指定整備に努める。

なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

県は、県有施設の津波避難ビル等への指定について協力する。

### 2 指定避難所の指定、整備

- （１）市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び地

震の諸元に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

市は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

市は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知することに努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、自治会・自主防災組織によって、あらかじめ自治会館や社寺広場等を一時避難所（集合場所）として取り決めを行い、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備、のこぎりやバールなど基本的な防災資機材等の備蓄を備えるよう努める。

やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

（２）指定避難所においては、あらかじめ必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源、ガス設備
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 衛生通信を活用したインターネット機器等の通信機器
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が避難所等又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。
- (4) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。
- (5) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (6) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (7) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

### 3 避難路の選定

市は、市民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定し、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

### 4 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に

努める。

## 5 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩距離の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、警察本部と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

- (2) 市は、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

## 6 避難指示の発令基準等の策定

- (1) 県は、香川県津波浸水予測図をもとにして、避難指示の発令に関する基本的な基準を作成し、市に示す。

- (2) 市は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示を発令する具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

また、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

- (3) 市は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 7 避難に関する広報

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。

- (2) 市は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページ、市公式アプリ、防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難指示については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報

メールを伝達手段の一つとすることとし、市民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

- (3) 市は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

- (4) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れられる方策について定めるよう努め、これを周知する。

- (5) 市及び県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の伝達体制を整備するよう努める。

## 8 避難計画の策定

- (1) 市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、市が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

- (2) 市は、津波浸水予想図を基本とし、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努める。

指定された避難対象地区内の市民や学校、社会福祉施設、病院、こども園等の管理者等は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、家族等の連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努める。

- (3) 市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、市民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行う。

- (4) 市は、津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、市民にあらかじめ十分周知する。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、避難指示を行う基準や伝達方法等、指定避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定める。

- (5) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を市民に周知する。

- (6) 県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時



においては、自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

## 9 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努める。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

## 10 防災上重要な施設の避難計画

（１）学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

（２）南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備える。

なお、県は、特定事業者の同計画の策定促進を図る。

（３）鉄道事業者、航路事業者又は施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成する。

## 11 要配慮者への対応

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

市、消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、社会福祉施設、保健福祉センター、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）の活用を促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進める。

また、市は、福祉関係者等の協力も得つつ、避難場所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障がい者等の要援護者専用の避難所設置についての検討を進める。

## 12 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

## 13 児童生徒への対応

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設と市との間、及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 14 土砂災害対策

市は、地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を市民に周知するため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

## 15 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

## 16 避難所外の避難者への対応

近年の大規模地震災害では、自動車を利用した「車中泊」や避難所以外の場所でテント生活を送る人が多く、今後の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

市は、車中泊避難者や、指定避難所以外の自然発生した避難場所など、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、災害情報の提供その他支援体制の整備に努める。

## 17 消防機関等の活動

（１）市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土嚢等による応急浸水対策
- ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑤ 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立
- ⑥ 救助・救急等
- ⑦ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

（２）水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じる。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

- ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

## 18 市が管理又は運営する施設に関する避難対策

(1) 市の庁舎、社会教育施設、社会体育施設、美術館、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定める。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

### ① 各施設に共通する事項

- 避難情報等の入場者等への伝達

#### 【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- 水、食料等の備蓄
- 消防用設備の点検、整備
- 非常用発電装置の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

### ② 個別事項

- 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 学校等にあつては、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じる。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 19 県による連絡調整等

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。

## 20 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

【参考資料 2-40 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株)ダイナム）】

【参考資料 2-48 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株)エンジェルリゾートグループ小豆島）】

【参考資料 7-6 香川県防災情報システム】

【参考資料 12-1 広域避難場所一覧】

【参考資料 12-2 避難情報の発令基準】

### 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

|                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、香川県広域水道企業団、(公社)日本水道協会香川県支部 |
|--------------------------------------------------------------------------------|

#### 1 食料等の確保

(1) 市及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、養成手続等の確認を行うよう努める。

(2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。

(3) 市及び県は地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

#### 2 飲料水の確保

(1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

(2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(3) 市及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

#### 3 生活物資の確保

市及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定される地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保

して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

#### 4 市民による備蓄

##### (1) 食料等の備蓄

市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

##### (2) 市民に対する普及啓発

市は、広報紙、パンフレット等の配布、市のホームページの活用等により、市民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

#### 5 物資の集積拠点の指定

(1) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。

(2) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入れ、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておく。

なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておく。

##### 【香川県一次（広域）物資拠点】

| 番号 | 事業者名 | 施設名                      | 施設の種別       | 所在地             |
|----|------|--------------------------|-------------|-----------------|
| 1  | 香川県  | 香川県産業交流センター<br>(サンメッセ香川) | 総合コンベンション施設 | 香川県高松市林町 2217-1 |

##### 【香川県一次（広域）物資拠点支援施設】

| 番号 | 事業者（設置者）名 | 施設名      | 施設の種別 | 所在地           |
|----|-----------|----------|-------|---------------|
| 1  | 日本通運(株)   | 高松ターミナル  | トラック  | 高松市朝日町 6-8-3  |
| 2  | 日本通運(株)   | 郷東町第3号倉庫 | 倉庫    | 高松市郷東町 792-79 |

|    |           |                |      |                    |
|----|-----------|----------------|------|--------------------|
| 3  | 四国西濃運輸(株) | 三豊支店           | トラック | 観音寺市大野原町大野原 3980   |
| 4  | 四国福山通運(株) | 大野原営業所         | トラック | 観音寺市大野原町大野原 3977-1 |
| 5  | ヤマト運輸(株)  | 四国支社           | トラック | 綾歌郡宇多津町吉田 4001-39  |
| 6  | 四国名鉄運送(株) | 中讃営業所          | トラック | 丸亀市飯山町西坂元 472-1    |
| 7  | (株)フードレック | 本社物流センター       | 倉庫   | 観音寺市柞田町 2066-1     |
| 8  | 高松臨港倉庫(株) | 宇多津センター        | 倉庫   | 綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32   |
| 9  | 関西陸運(株)   | 高松物流センター       | 倉庫   | さぬき市昭和 121-20      |
| 10 | (株)朝日通商   | 仕上加工工場倉庫       | その他  | 高松市国分寺町新名 1785-2   |
| 11 | (株)朝日通商   | 本社新倉庫          | 倉庫   | 高松市国分寺町新名 1580     |
| 12 | 綾川町       | 道の駅「滝宮」        | 道の駅  | 綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578   |
| 13 | 三豊市       | 道の駅「たからだの里さいた」 | 道の駅  | 三豊市財田町財田上 180-6    |
| 14 | 高松市       | 道の駅「源平の里むれ」    | 道の駅  | 高松市牟礼町原 631-7      |

【参考資料 2-5 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)）】

【参考資料 2-8 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【参考資料 2-22 災害時における食糧の供給に関する協定（東かがわ市農業経営者協議会）】

【参考資料 2-27 災害時における物資の提供及び保管等に関する協定書（㈱FUJIDAN）】

【参考資料 2-28 災害時における物資供給に関する協定書（DCMダイキ㈱）】

【参考資料 2-42 災害時における救援飲料水提供に関する協定書（四国キャンティーン(株)高松営業所）】

【参考資料 2-43 災害時における救援物資提供に関する協定書（(株)アペックス西日本四国支社）】

【参考資料 2-44 生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書（生活協同組合コープかがわ）】

【参考資料 2-51 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定（一般社団法人 香川県キッチンカー協会）】

【参考資料 10-1 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料 10-2 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

【参考資料 10-3 防災関係物資等（応急給水機器等）の備蓄状況】

## 第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体、安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

### 実施担当及び関係機関：教育委員会、県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

#### 1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

##### （１）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校等については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

##### （２）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

##### （３）津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

##### （４）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

##### （５）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

##### （６）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

#### 2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設・設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。



### 3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

また、浸水によって被災する可能性のある文化財をあらかじめ十分に把握し、保管場所の移動や適切な保管が可能な設備の整備による浸水対策を促進する。

【参考資料 15－8 東かがわ市内の文化財一覧】

## 第15節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

|                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、福祉課、東かがわ市社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課）、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 協力体制の確立

- (1) 市及び県は、東かがわ市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の確立に努める。
- (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

### 2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、東かがわ市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

### 3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

【参考資料2-51 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会）】

## 第16節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練を実施するに際しても、地域において要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

**実施担当及び関係機関：危機管理課、総務課、地域創生課、福祉課、こども家庭課、長寿保健課、保育教育課、東かがわ市社会福祉協議会、県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）**

### 1 社会福祉施設等入所者等への対策

- (1) 県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害対策に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施する。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。
  - ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域市民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
  - ・ 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
  - ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
  - ・ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、市、県、関係機関、地域市民等との連携協力体制の整備に努める。

### 2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導等を行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。
- (2) 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に

反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

- (3) 市は、市計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (4) 市は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、本人の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

- (6) 市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援者等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

- (8) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。

また、市は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。

- (9) 難病患者への対応のため、市は、県との連携を図る。また、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。
- (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

### 3 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に医療ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

### 4 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、翻訳ボランティア等の確保を図る。

### 5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、市、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

【参考資料 1-20 東かがわ市避難行動要支援者支援制度実施要綱】

【参考資料 2-15 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書 ((福)香東園)】

【参考資料 2-16 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書 ((福)三本松福祉会)】

【参考資料 2-17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書 ((福)恵愛福祉事業団)】

- 【参考資料 2－1 8 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（(福)祐正福祉会）】
- 【参考資料 2－1 9 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書（(福)瑞祥会）】
- 【参考資料 3－ 9 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】
- 【参考資料 3－1 2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設】
- 【参考資料 3－1 5 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

## 第17節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：危機管理課、建設課、総務課、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関</b> |
|------------------------------------------------------------------|

### 1 防災訓練の実施

(1) 市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年1回以上実施する。

また、防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含める。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫し、毎年その訓練内容を充実するよう努める。

(2) 県は、市町が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助言と指導を行う。

### 2 総合訓練

市及び県は、大規模な震災を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、市民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助、避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開、警備、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送
- ・ 緊急地震速報への対応

### 3 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

### 4 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こり得る様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

## 5 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

- (1) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 市及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

## 6 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

## 7 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

## 8 自主防災組織等における訓練

市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場で出来る最善を尽くすという内容とする。また、市は、地域の自主防災活動の活性化を図るため、自主防災組織が連携した広域的な訓練を推進するとともに、これらの訓練に対する支援に努める。

## 9 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県境を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、市町と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。



## 第18節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、市民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

|                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施担当及び関係機関：危機管理課、総務課、地域創生課、建設課、教育委員会、大川広域消防本部、東かがわ市社会福祉協議会、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察本部、防災関係機関 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

### 2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 災害が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

### 3 市民に対する普及啓発

（１）市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る

（２）市及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津

波ハザードマップ等を作成し、市民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、市民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。

- (3) 市及び県は、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。

さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震・津波が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における津波浸水想定区域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素市民が実施し得る応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活用品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 【避難行動に関すること】

- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜・河川・ため池周辺から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の市民の避難を促すこと
- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること
- ・ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと

#### 【津波の特性に関すること】

- ・ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波があること

#### 【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もありうること

## 4 学校における防災教育

### （１）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、市及び県は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

### （２）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を

用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

## 5 自動車運転者等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

## 6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

## 7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市、国及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努める。

市及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努める。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。また、災害予測を示した地図を作成し、市民に周知する。

県は、これらの市の施策の実施を支援する。

## 9 災害教訓の伝承

市民は自ら災害教訓の伝承に努める。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。また、県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第19節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、市民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。

また、一定の地区内の市民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成することなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

### 実施担当及び関係機関：危機管理課、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）

#### 1 市民の自主防災組織

（１）災害時においては行政や防災関係機関のみならず、市民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

市民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、市民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

（２）自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

（３）自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

#### 《平常時の活動》

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
  - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
  - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
  - ③ 避難情報の発令基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
  - ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の市民への周知
  - ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備
  - ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
  - ⑦ 市民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

#### 《災害時の活動》

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、高齢者や障がい者等避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

## 2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、市民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

市及び県は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めるため、地域防災協定の締結を促進する。

## 3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市及び県は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

## 4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

- 【参考資料 1－4 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－6 東かがわ市自主防災組織育成要綱】
- 【参考資料 1－7 東かがわ市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－8 東かがわ市防災士育成講座受講補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－9 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－14 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－15 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱】
- 【参考資料 1－21 東かがわ市私設消防組活動補助金交付要綱】
- 【参考資料 6－2 消防団現勢】
- 【参考資料 15－7 自主防災組織の現況】



## 第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

|                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：環境衛生課、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等</b> |
|--------------------------------------------------------------------------|

### 1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

### 2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出を防止するため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関へ通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

### 3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、避難所等に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所を設置する市に対して支援を行う。

市は、指定避難所での混乱を避けるため、また被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての市民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

### 4 被災動物救護活動

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活

動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

また、市は、平常時から県と連携して、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

## 第21節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：危機管理課、財務課、戦略情報課、地域創生課、県（危機管理課、観光振興課）</b> |
|--------------------------------------------------------|

### 1 市民への啓発

市及び県は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

### 2 事業所等への啓発

市及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

### 3 指定避難所等の提供

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

### 4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

### 5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

### 6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

## 7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 市及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努める。
- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。  
県は、市の上記施策の実施を支援する。
- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組みを促進する。

## 第22節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。特に、市及び県においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| <b>実施担当及び関係機関：全課、県（危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課）</b> |
|----------------------------------------------------|

### 1 市の業務継続計画

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努める。また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行う。

### 2 県の業務継続計画

- （１）県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ非常時優先業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行う。
- （２）県は、本庁（警察本部を除く）及び防災拠点施設を対象に、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」及び「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を策定している。今後は、その他の業務継続計画の策定を必要とする施設についても計画の策定に取組む。

### 3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響をおよぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかける。

### 4 地域継続計画の推奨

県は、香川大学、国、市町、民間企業及びその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に推進するよう努める。